

科学技術情報整備審議会議事規則

(昭和三十六年十二月七日制定)

改正 昭和三十八年 六月二十七日

同 六十一年 六月 一日

平成 十五年 二月 十九日

同 十六年 四月 一日

同 二十三年十二月 一日

(招集)

第一条 科学技術情報整備審議会(以下「審議会」という。)の会議は、
国立国会図書館長が、日時及び場所を定めて招集する。

(議事)

第二条 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

第三条 会議は、委員の三分の一以上が出席しなければ、開くことがで
きない。

2 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の
決するところによる。

第四条 発言しようとする者は、議長の許可を受けなければならない。

第五条 審議会は、議事に関し必要があると認めるときは、専門委員を
会議に出席させ、当該専門の事項に関し意見を求めることができる。

(部会)

第六条 部会は、委員長が審議会に諮って設置する。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員のうちから、委員長が
これを指名する。

4 部会は、部会長が招集する。

5 部会長は、部会における調査審議の経過及び結果を審議会に報告
するものとする。

(準用)

第七条 第二条から第四条までの規定は、部会の会議に準用する。

(議事録)

第八条 委員長は、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を調整す
る。

一 審議会の開催日時及び場所

二 出席した委員の氏名

三 議題

四 議事の概要

五 その他必要な事項

2 議事録は、原則として公開するものとする。

(雑則)

第九条 議事の手続に関する事項でこの規則に規定のないものは、委員
長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、昭和三十六年十二月七日から施行する。

附 則(昭和三十八年六月二十七日)

この規則は、昭和三十八年六月二十七日から施行する。

附 則（昭和六十一年六月一日）

この規則は、昭和六十一年六月一日から施行する。

附 則（平成十五年二月十九日）

この規則は、平成十五年二月十九日から施行する。

附 則（平成十六年四月一日）

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二十三年十二月一日）

この規則は、平成二十三年十二月一日から施行する。